

魚津市森づくりプラン

魚津市森林整備計画



令和4年3月
富山県魚津市

位置図



目 次

はじめに	1
第1章 森づくりのための基本的な事項	2
第1項 森づくりの現状と課題	2
第2項 森林整備の基本方針	4
1 森林・林業施策の基本方向	4
2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方	4
3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針	7
第3項 森づくりの推進方策	8
1 森林施業の推進方策	8
2 住民参加による森づくりの推進方策	8
第4項 森づくりへの具体的な取り組み	9
1 里山林の整備	9
2 混交林の整備	10
3 市独自の取り組み	11
第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項	13
第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
1 樹種別の立木の標準伐期齢	13
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
3 その他必要な事項	14
第2項 造林に関する事項	14
1 人工造林に関する事項	14
2 天然更新に関する事項	16
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	17
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	18
5 その他必要な事項	18
第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	19
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
2 保育の種類別の標準的な方法	20
3 その他必要な事項	20
第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	20
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	23
3 その他必要な事項	27
第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	27
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	27
2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	27
3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	28
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	28
5 その他必要な事項	29

第6項	森林施業の共同化の促進に関する事項	29
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	29
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	29
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	29
4	その他必要な事項	29
第7項	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	29
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	29
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	30
3	作業路網の整備に関する事項	30
4	その他必要な事項	33
第8項	その他必要な事項	34
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	34
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	34
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	35
4	その他必要な事項	35
第3章	森林の保護に関する事項	35
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	35
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	35
2	その他必要な事項	36
第2項	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	36
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	36
2	鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く）	37
3	林野火災の予防の方法	38
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	38
5	その他必要な事項	38
第4章	森林の保健機能の増進に関する事項	38
1	保健機能森林の区域	38
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	38
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	38
4	その他必要な事項	38
第5章	その他森林の整備のために必要な事項	39
1	森林経営計画の作成に関する事項	39
2	生活環境の整備に関する事項	40
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	40
4	森林の総合利用の推進に関する事項	40
5	住民参加による森林の整備に関する事項	41
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	41
7	その他必要な事項	41
参考資料・用語の解説・各種図面		42～

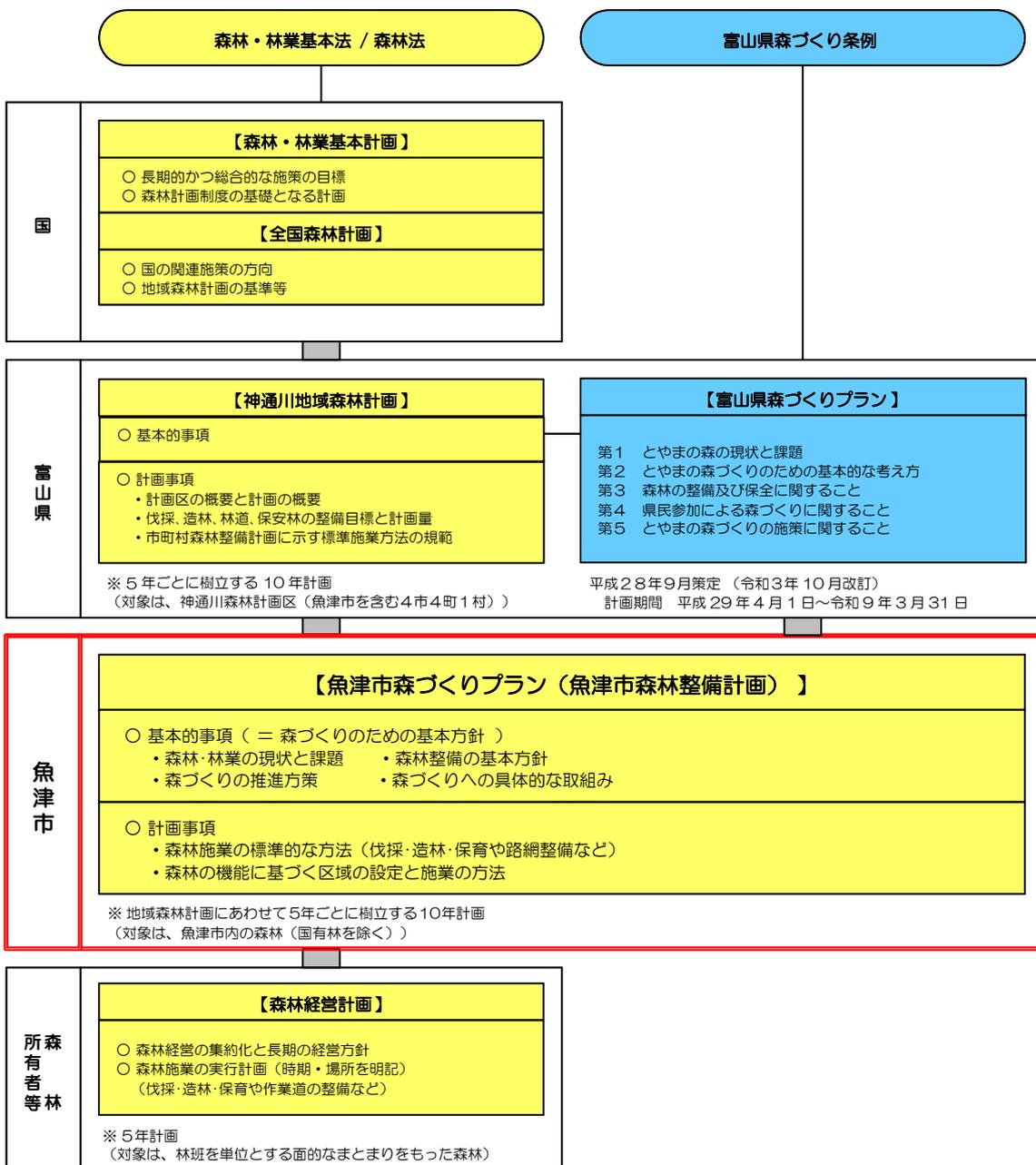
はじめに

「魚津市森づくりプラン」（以下「プラン」といいます。）とは、森林法第10条の5の規定に基づき魚津市長が策定する「魚津市森林整備計画」のことであり、市の森づくりのための基本方針や森林施業の具体的な方法及び基準を示すことを目的としています。

ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

また、このプランは、森林所有者等が「森林経営計画」を作成する際の基本指針となるものです。

なお、このプランの計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とします。



第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

本市は、県のほぼ北東部に位置し、総面積 20,061ha、総人口 40,477人（R4.1.1 現在）の中核商工都市である。地形は、南東に僧ヶ岳（1,855m）、駒ヶ岳（2,003m）、毛勝山（2,415m）、猫又山（2,378m）ほぼ南に白倉山（878m）等を有し、これらを源とする布施川、片貝川、角川、早月川は急流をなし、富山湾に注いでいます。

本市の森林面積は 14,655ha で魚津市全体面積の 73.1% を占め、その内訳は、国有林 4,425ha（30.2%）、民有林 10,230ha（69.8%）となっています。また、民有林における人工林面積は 2,830ha（27.7% の人工林率）と今後の森林資源の活用が望まれると共に、多面的な機能を有している森林を市民にとって掛け替えのない財産として、今後さらにそれらの機能を維持増進させていく必要があります。

昨今、森林の管理・経営を担ってきた林業は、木材価格の長期低迷と経営コストの上昇による採算性の悪化や林業従事者の高齢化、後継者不足等により、厳しい経営環境にあります。また、森林所有者の世代交代等に伴い、林業や森林への関心・意欲が失われており、手入れの行き届かない森林が増加する状況にあります。このような状況が続けば、森林の多面的機能の発揮や山村地域等の活力に支障が生じることが憂慮されることから、森林の持つ水土保持機能や、二酸化炭素吸収源としての働きなど、公益的機能を高度に発揮し、風雪害など気象災害にも強い森づくりの取組が重要となっています。

また、再生産可能で、生産・加工、利用などの過程で二酸化炭素の増減に影響が少ない資材である木材の持続的な生産と利用は、カーボンニュートラルの実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成に不可欠なことから、公益的機能を維持・向上させつつ、木材資源の確保と生産を図ることが必要であり、再造林の際には優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に活用するなどして、森林資源の循環利用を推進することが重要となっています。

加えて、森林は、サルやクマ、カモシカなどの野生動物の生活空間でもあることから、人の生活圏との棲み分けが必要です。このことを踏まえ、里山を含めた森林の総合的な利用を推進するため、住民に潤いと安らぎを与えるエリアとして森林を保全・整備し、森林空間の多面的利用を図ることが求められています。



SDGsとは・・・

平成 27（2015）年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。

誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」を設定したものです。



～SDGsの17の目標～

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ① 貧困をなくそう | ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| ② 飢餓をゼロに | ⑩ 人や国の不平等をなくそう |
| ③ すべての人に健康と福祉を | ⑪ 住み続けられるまちづくりを |
| ④ 質の高い教育をみんなに | ⑫ つくる責任 つかう責任 |
| ⑤ ジェンダー平等を実現しよう | ⑬ 気候変動に具体的な対策を |
| ⑥ 安全な水とトイレを世界中に | ⑭ 海の豊かさを守ろう |
| ⑦ エネルギーをみんなに
そしてクリーンに | ⑮ 陸の豊かさも守ろう |
| ⑧ 働きがいも経済成長も | ⑯ 平和と公正をすべての人に |
| | ⑰ パートナーシップで
目標を達成しよう |

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

魚津市総合計画では、「ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち 魚津」を将来都市像とし、「ともにつくるまち」「未来につなぐまち」「輝くまち」の3つをまちづくり目標として定めています。

この目標の達成に向けた林業の振興及びうるおいと緑のあるまちの形成のための基本方向を、以下のとおりとします。

- ① 林業生産基盤の整備強化
- ② 林業経営基盤の整備強化と担い手育成
- ③ 地場産材の需要拡大
- ④ 森林の整備・保全

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

国が定める森林・林業基本計画や県が定める神通川地域森林計画に基づき、森林の有する機能を下表のとおり7つの機能に区分し、それぞれの機能が発揮されるよう、森林整備の基本的な考え方を定めます。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
<p>水源涵養機能 (豊かで清らかな水を育む役割)</p>	<p>下草や低木とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p> 	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下草や低木を生育させ、樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p>
<p>山地災害防止機能 ／土壌保全機能 (山崩れやがけ崩れ等を防ぐ役割)</p>	<p>下草や低木が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下草や低木とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p> 	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p>

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
<p>快適環境形成機能 (風や騒音等から暮らしを守る役割)</p>	<p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、風や騒音などをさえぎる能力や空気中の汚染物質などを吸着する能力が高く、気象等の被害に対する抵抗性が高い森林</p> 	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。</p>
<p>保健・レクリエーション機能 (人々に安らぎと潤いを与える役割)</p>	<p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p> 	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p>
<p>文化機能 (文化を守り、教育の場となる役割)</p>	<p>史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p> 	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。</p>

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
<p data-bbox="280 427 493 568">生物多様性 保全機能 (様々な生き物を 育む役割)</p>	<p data-bbox="523 230 1007 365">原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p> 	<p data-bbox="1038 230 1398 546">原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。</p>
<p data-bbox="268 1077 493 1178">木材等生産機能 (木材やきのこ等を供給する役割)</p>	<p data-bbox="523 846 1007 1021">林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p> 	<p data-bbox="1038 846 1398 1200">木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。</p>

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

「富山県森づくりプラン」に示された「とやまの森づくり基本指針」に沿って、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分します。

各々の森林の状態や立地条件を考慮した上で地域のニーズ等を反映した多様な森づくりを推進するため、目指す森林の姿を次のとおりに定めます。

区分		対象とする森林の考え方	目指す森林の姿
天然林	里山林	<p>集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物との軋轢の未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・法令等による伐採制限がないこと ・伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・希少な動植物が生息していないこと（その保全を目的とした整備を行う場合を除く） 	<p>地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。</p> 
	保全林	<p>上記以外の天然林 （継続的な手入れのできない里山） 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は原則、保全林として取り扱う</p>	<p>水土保全機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体として保全・保護することを原則として、自然の推移による成熟した天然林（天然生林）を目指します。</p>
人工林	生産林	<p>所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高 600m以下 ・傾斜 30度以下 ・地位 2以上（ただし標高300m以下にあっては3以上） ・道路からの距離 100m未満 ・法令等による伐採制限がないこと ・伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・希少な動植物が生息していないこと 	<p>適切な間伐を実施することで、水土保全機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再造林を繰り返す、持続的な木材生産を目指すこととします。</p> 
	混交林	<p>上記以外の人工林 （条件が悪く林業経営が困難な人工林） 注：風雪被害林は、原則、針広混交林に誘導する。</p>	<p>すでに侵入している広葉樹などを活かすなどして、水土保全機能など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源確保とが両立する広葉樹とスギなどが混在する人工林（針広混交林）を目指します。</p>

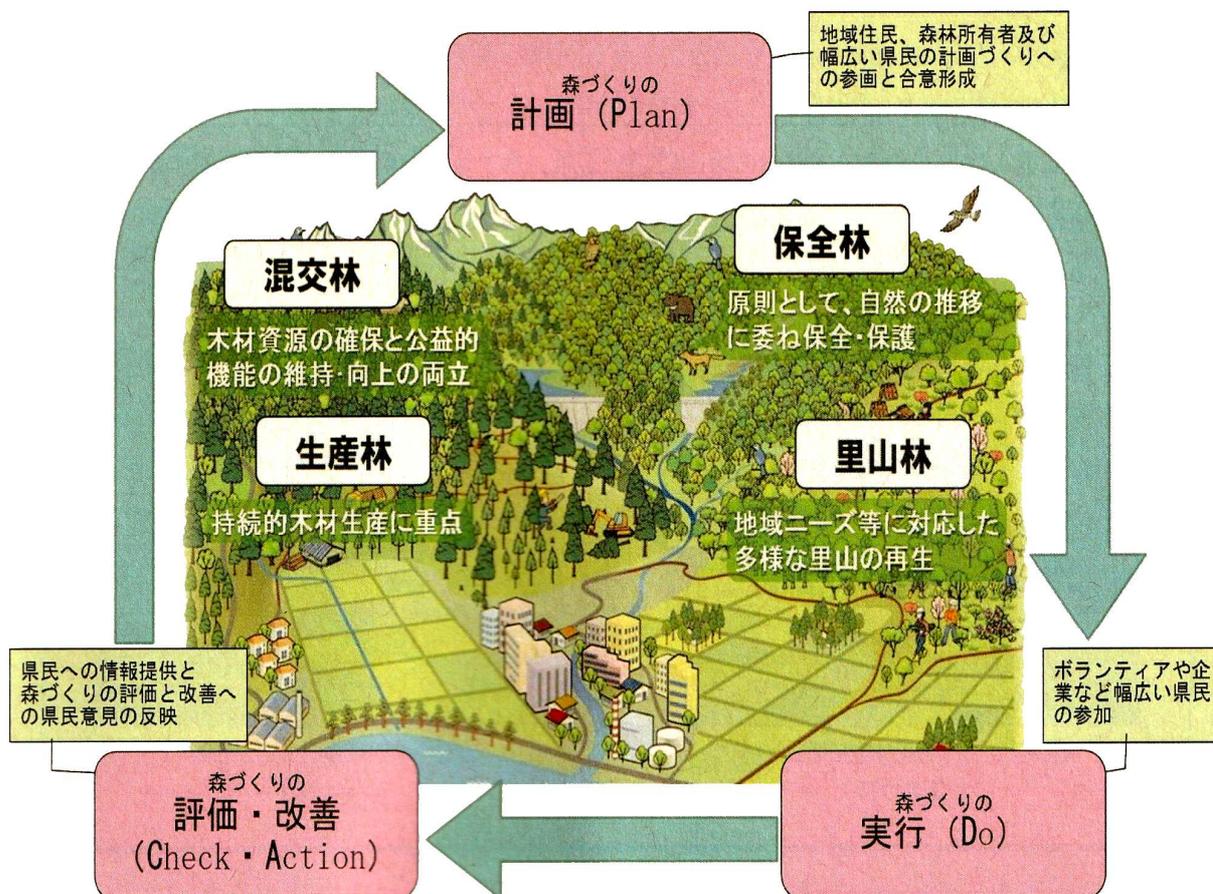
第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

- ① 森林整備を推進するうえで重要となる林業労働力について、担い手として大きな役割を果たしている森林組合等の林業事業者の経営基盤を強化するため、経営改善や就業者の確保などに必要な施設の整備に対し支援するとともに、県や林業担い手センターなどの関係機関と連携して、高度な技術や指導能力を持つ林業技術者の育成に努めます。
- ② 森林の所有界が不明確であることが多いことから、市・県・森林組合等の林業事業者・地区集落・森林所有者などとの共同作業によって、森林境界の明確化と団地化を進め、森林施業の効率化と集約化を図ります。
- ③ 森林内の路網整備と森林組合等の林業事業者への高性能林業機械の導入及び搬出間伐への支援により、生産コストの縮減や木材生産・流通量の拡大を図り、「植える（植栽）→ 育てる（保育）→ 収穫する（伐採）」という「循環する森づくり」を促進します。

2 住民参加による森づくりの推進方策

森づくりを推進するにあたっては、計画 Plan、実行 Do、評価 Check 改善 Action（PDCA サイクル）の各プロセスにおいて多くの市民の参加を得ながら進めることとします。



第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

(1) 里山林

里山林整備の対象森林の所在は下表のとおりです。

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
場 所	林小班			
石垣	105 林班へ～ち	広葉樹林、竹林整備	9	
出	111 林班い、は、に 154 林班は～ほ		26	
小川寺	5 林班ほ～と 6 林班ち～ぬ 15 林班に 16 林班は		22	
鹿熊	124 林班い、ろ、わ 125 林班へ～ち 151 林班と 152 林班い～ほ、と 156 林班い		34	
金山谷	121 林班と～り 122 林班ぬ～を 153 林班へ～ち 154 林班い		27	
観音堂	121 林班い～に		5	
小菅沼	123 林班へ、と、り、ぬ 124 林班は、に		17	
島尻	104 林班へ～ち		5	
大海寺新	108 林班ち～ぬ		26	
坪野	119 林班ち、り		5	
天神山	17 林班い 18 林班い～は		11	
東城	21 林班い、ろ		5	
長引野	4 林班ろ、は		10	
稗畠	113 林班い～は		7	
東山	16 林班ほ～ち 18 林班は		13	
蛇田	17 林班ほ、へ		5	

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
場所	林小班			
升方	155 林班へ、と、ぬ	広葉樹林、竹林整備	12	
宮津	110 林班ろ～ほ		21	
室田	112 林班い、ろ、は、り		15	
湯上	111 林班と～ぬ、ろ		14	

(2) 海岸林

海岸林の保全対策については、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域（以下「重点区域」という。）として、海岸林から外側に300mの範囲を基本に設定し、海岸林における一体的かつ重点的な松くい虫対策を実施します。

重点区域においては、伐倒駆除を行い、被害拡大の防止を図ります。また、重点区域内の森林においては、予防対策（薬剤散布、樹幹注入）により森林の保全を図るとともに、保安林の内、特に保全すべき森林については植栽による森林の復元を進めます。

地区名	整備の方法	面積 (ha) (うち森林区域)	備考
寿町	伐倒駆除	23 (0)	

2 混交林の整備

混交林化を図る森林の所在は下表のとおりです。

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
場 所	林小班			
奥平沢	88 林班ち、り	過密人工林整備	3	
観音堂	121 林班い～は	過密人工林整備	4	
金山谷	121 林班に、と、ち、り、ぬ 122 林班い～に、ち～を、か 153 林班ろ、は 154 林班ち	過密人工林整備 侵入竹林整理	24	
古鹿熊	130 林班と 132 林班は、と 133 林班は、に、ほ、ち 134 林班は、に、へ、と	過密人工林整備	11	
黒沢	4 林班へ～ち 6 林班は、に 8 林班ほ	過密人工林整備	5	

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備 考
場所	林小班			
黒谷	29 林班へ、と、り、を 31 林班に、ほ、り	過密人工林整備	4	
三ヶ	67 林班に、へ 80 林班ろ、は 71 林班は～へ 80 林班は	過密人工林整備	15	
山女	29 林班る、わ 31 林班と、ぬ	過密人工林整備	4	
鹿熊	122 林班か 124 林班い 126 林班ほ 152 林班い、ろ、へ、り	過密人工林整備 侵入竹林整理	8	
蛇田	17 林班ほ	過密人工林整備	5	
升方	155 林班ほ	過密人工林整備	1	
小菅沼	124 林班と	侵入竹林整理	1	
小川寺	5 林班へ 7 林班は 9 林班に、ほ 14 林班ろ～に 15 林班に～へ	過密人工林整備 侵入竹林整理	16	
松倉	4 林班と（上市町地内）	過密人工林整備	1	
上野方	107 林班は、と 108 林班い	過密人工林整備	10	

3 市独自の取り組み

① 里山林オーナー事業

都市住民等が、里山にきて手入れをしたり森遊びをしたりすることで、森の魅力を再発見し、元気な里山づくりをめざす事業です。里山林を都市住民と山村住民との共同参加による多様な活動や交流の場とすることにより、里山の中で山菜採り、きのこ栽培、森林浴などの森遊びをしながら、里山の環境維持、自然保護、地域の活性化にも寄与します。

② 森林ボランティアとの連携

中部山岳国立公園、僧ヶ岳県立自然公園、松倉県定公園、片貝県定公園、升方城址森林浴の森、天神山森林浴の森、古鹿熊水源の森などのエリア周辺の森林を整備して森林ボランティアなどの活動の場とすることにより、森林内の自然保護と交流人口の増加を図り、森林での多様な活動を促進します。

③ 上下流連携による活動

森林の水源涵養機能の維持・増進及び豊かな海の保全・再生を図るため、県や上下流の企業・関係団体・地域住民が連携した様々な活動を支援しています。

魚津漁業協同組合・新川森林組合が中心となり、植樹等の森林整備活動を活発に行なっています。

また、「企業の森づくり」活動としては、地元企業が、グループ企業の従業員・家族や地元小学校の児童などの参加により、継続的に森林整備を進めています。

④ 水と緑の保全と活用

本市の特徴である水循環、豊富で良質な水資源やこれらの保全に重要な役割を果たす森林を将来にわたり保全・活用します。また、野生動植物の保護や生態系の保全を進め、生物多様性を確保しながら、自然の恵みや資源を持続的に利活用し、自然との共生を目指します。

関連するSDGs



第2章

伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢については、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種	標準伐期齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、次のとおりとします。

- ① 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採しないように、あらかじめ伐採する区域を明確にします。
- ② 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ③ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行います。木材生産に適した場所では、持続的な林業の確立に向けて、立木の買い付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して再造林の必要性を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めます。伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ④ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ⑤ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採

区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。

- ⑥ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とすることとします。
- ⑦ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の長期化や多様化を図り、長伐期林及び複層林(針広混交林)への誘導を促進します。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案して、次のとおりとします。

人工造林の対象樹種
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種(コナラ・ミズナラ等)も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定します。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果な

どを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹種	施業区分	標準的な植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000本/haとする
	針広混交林	1,000本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000本/ha以上	
	針広混交林	1,000本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的とする場合にあつては、スギ、広葉樹を含め5,000本/ha程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

イ その他人工造林の方法

人工造林に係る作業の標準的な方法は、次のとおりとします。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあつては、原則として伐根を抜き取らないものとします。
植付けの方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めます。
植栽の時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。
択伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。 ※伐採率が10分の4を超えないものに限る

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植（腐食分解されていない落葉等）の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当たり3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずるものとします。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

なお、次のような森林では更新稚樹の生育可能性を検討した上で、天然更新を計画するか否かの判断を行うものとします。

- ① 高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の森林における主伐個所の天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ② 地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動(グライド)が懸念される森林。
- ③ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
<なし>	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)のとおり。

イ 天然更新の場合 2の(1)のとおり。

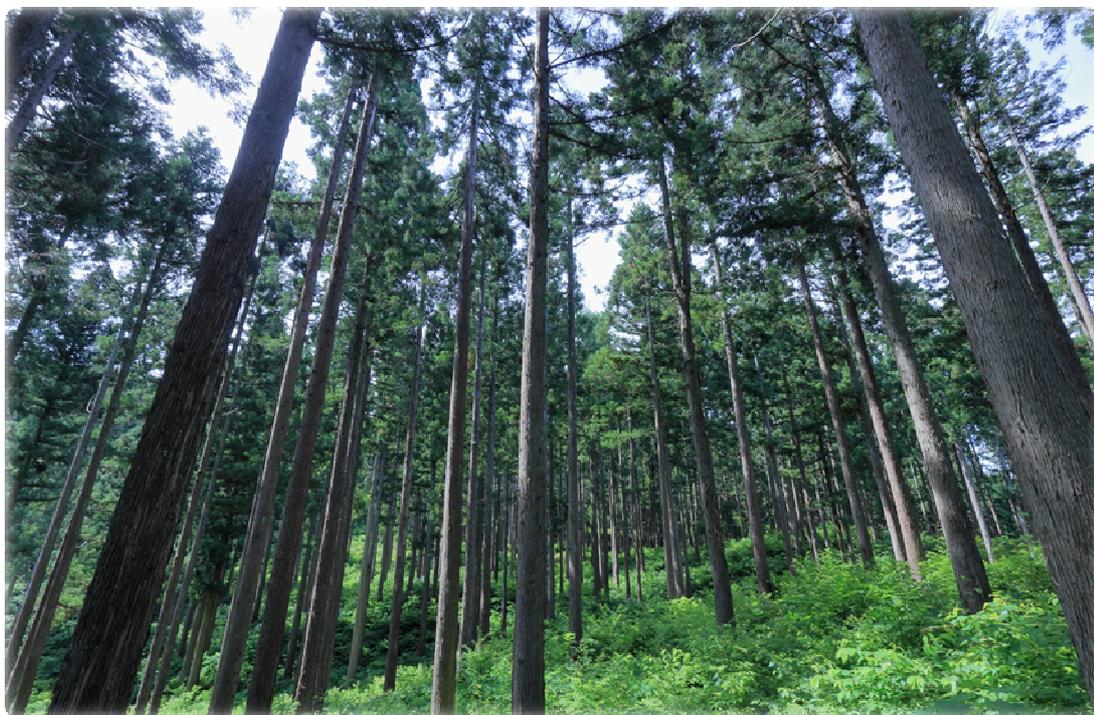
(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における生育し得る最大の立木の本数として想定される本数については、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、更新すべき立木の本数については、生育し得る最大の立木の本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

5 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。



第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等については、次のとおりとします。

樹種	施業体系 (設定伐期齢)	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
タテヤマスギ	標準伐期 (45年)	2,500	17年生 24%	24年生 27%	34年生 28%	[55年生] [25%]	—
	長伐期 (90年)		20年生 33%	33年生 33%	55年生 32%	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35年)	2,000	16年生 26%	21年生 26%	30年生 25%	[45年生] [25%]	—
	長伐期 (70年)		16年生 35%	24年生 35%	40年生 34%	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55年)	2,500	26年生 27%	36年生 28%	48年生 27%	[65年生] [28%]	[90年生] [27%]
	長伐期 (110年)		27年生 35%	39年生 35%	57年生 35%	84年生 35%	—
カラマツ	標準伐期 (40年)	2,500	15年生 29%	22年生 27%	30年生 28%	[43年生] [28%]	[70年生] [28%]
	長伐期 (80年)		16年生 35%	23年生 35%	37年生 35%	[77年生] [27%]	—

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの。

また、[]内の間伐は、設定伐期齢を延長した場合での参考値です。

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したものの

なお、既往の冠雪害の発生状況などから、冠雪害を考慮する必要がある場合は、上記(1)(2)に関わらず、立木の形状比が70を上回る森林について間伐を実施することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次のとおりとします。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的方法				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	20	21		25	26	30	
根踏み	スギ		1																		植栽の翌年に実施
雪起し				1	1	1	1	1	1	1											消雪後1箇月以内に実施
下刈り		1	2	2	2	1	1	1	1												春植えの場合は1年目から実施
つる切	ギ	必要に応じて実施																			
除伐																					必要に応じて実施
枝打ち																					必要に応じて実施
																					間伐との同時作業の検討

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

また、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料（5）に記載のとおりです。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

神通川地域森林計画に定めるとおり、森林の有する公益的機能の別に応じて、公益的機能別施業森林を下表のとおり4つに区分して取り扱うこととします。

◆森林の有する機能と公益的機能別施業森林の関係◆

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源涵養機能 ^{かん}	水源の涵養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ^{かん}
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
文化機能	

注) 生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、区域設定の対象としないこととします。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養^{かん}保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとします。

- ① 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ② ①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③ 他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	70	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	70	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	25～35	20～40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能ほかその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

種 類	森 林 の 基 準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価区分が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価区分が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、区域は別表2のとおりとします。

- ① 成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ② 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。
- ④ 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表1のとおりとします。

森林の基準
<p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林</p> <p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」</p>

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班～4林班、5林班と～り 6林班～14林班、15林班い、に、ほ 16林班い～ほ、へ～ち、17林班い 18林班～103林班、104林班い～ち 105林班は～ち、106林班 107林班、108林班い～ぬ 109林班、111林班は～ぬ 112林班～119林班 120林班い～ぬ 121林班～153林班 154林班い、ろ、と～り 155林班ろ～ぬ、156林班 157林班い～は、ほ～ぬ 158林班～162林班	9,969
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	62林班に～わ、63林班い～へ 64林班は～り、65林班い～に	177
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5林班い～へ、17林班ろ～と 104林班り、ぬ、105林班い、ろ 108林班る、110林班ろ～ほ 111林班い、ろ、120林班る、を 154林班は～ほ、ぬ、155林班い	191
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	17林班い、37林班は、に 40林班ち～ぬ 41林班い～は、ち～ぬ 42林班、43林班に～と 47林班へ～か、57林班～61林班 70林班ぬ、71林班い	651
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班へ、3林班、4林班い～へ 8林班は、ほ～り9林班 10林班い～ち、20林班へ～ち 21林班ろ、は、へ～ち 22林班～34林班、35林班い～は 38林班、44林班に～ぬ、45林班 54林班、55林班、65林班ほ～り 66林班、67林班、68林班ろ 70林班ろ～へ、90林班、91林班 93林班ろ、と、94林班～103林班 106林班ほ～と、107林班 108林班い～ぬ、111林班は～ぬ 112林班～114林班 115林班い～ほ、と～る 116林班～118林班 119林班い～り 120林班い、に～ぬ 123林班は～ぬ	4,536

区分	森林の区域	面積 (ha)
(続き)	127林班に～ぬ、る 128林班い～ほ、と、ち 129林班い～と、130林班る 131林班り 132林班～142林班 144林班ち、り 145林班～151林班 153林班に、ほ、156林班 159林班、160林班 162林班い～ほ、る	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<なし>	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1林班～4林班、5林班と～り 6林班～14林班、15林班い、に、ほ 16林班い～ち、18林班～29林班 30林班い～ぬ、31林班ろ～ぬ 32～33林班、34林班ろ、は、へ、と 35～36林班、37林班い、ろ、ほ～り 38～39林班、40林班い～と 41林班に～と、 43林班い～は、ち～か 44～46林班、47林班い～ほ 48～56林班、62林班い～は 63林班と～る、64林班い、ろ 65林班ほ～ぬ、66林班い 67林班ち、り、68林班い、は～ぬ 69林班、70林班い～り、 71林班ろ～り、72～103林班 104林班い～ち 105林班は～ち、106林班 107林班、108林班い～ぬ 109林班(県営林)、111林班は～ぬ 112林班、113林班い～ほ、と～り 114～116林班 117林班い、ろ、と～り 118林班い～は、へ～ち 119林班ひ、は～ぬ 120林班い～ぬ、 121林班～128林班 129林班は～り、130～133林班 134林班い～は、ほ～と 135林班 136林班い～は、ほ～と、り、ぬ 137林班い～ち、ぬ	7,973

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
(続き)	138林班い、ろ、に〜ち 139林班い、に〜り 140林班ろ、に、ち 142〜146林班、 147林班ろ、は、ほ、ち 148〜149林班 150林班ろ〜ぬ 151〜153林班 154林班い、ろ、と〜り 155林班ろ〜ぬ、156林班 157林班い〜は、ほ〜ぬ 158林班〜161林班、 162林班い〜ぬ うち公社造林地・県営林以外	
長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの) 1林班へ、3林班は〜ほ、8林班ち 9林班い、ろ、20林班へ〜ち 21林班ろ、は、と、ち 22林班は、り、23林班い〜へ 24林班い、ろ、に〜へ 25林班い〜は、ほ〜ち 26林班に〜と、27林班い〜は、へ、30林班い、ち〜を 31林班い〜に、へ〜ち 32林班と、ち 33林班に、ほ、と、り、34林班 66林班い〜り、67林班い〜り 68林班ろ、に〜ぬ 70林班に〜ぬ、71林班い 100林班に、ほ 102林班ろ〜に、へ、と 103林班い、ろ、ほ、へ 108林班ぬ、111林班に〜へ、 112林班ろ〜と、113林班は〜り、 114林班い、ろ、に〜と、り 116林班に、と、117林班い〜へ、 118林班ろ〜ち、119林班い〜ち 120林班い、ほ〜ぬ 123林班は〜ぬ、127林班へ〜る 128林班い〜ほ、と、ち 129林班い〜に、130林班ろ 132林班い〜り、133林班ほ〜ち 134林班い〜に、と 135林班い〜は、ほ、と〜り 136林班ろ〜る、 137林班い〜ほ、と、ち、り 138林班、 139林班い〜は、ほ、へ、ぬ 140林班い、は、ほ〜ぬ 141林班、142林班い〜ほ、り、ぬ 145林班ろ、146林班は〜と、り 147林班、149林班へ〜り、 150林班い〜へ、ち〜ぬ	1,178

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
	(続き)	153林班に、ほ、156林班 159林班は～ほ、162林班る うち公社造林地・県営林	
	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	5林班い～へ、17林班ろ～と 104林班り、ぬ、105林班い、ろ 108林班る、110林班ろ～ほ 111林班い、ろ、120林班る、を 154林班は～ほ、ぬ、155林班い	191
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	62林班に～わ、63林班い～へ 64林班は～り、65林班い～に	187
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	17林班い、37林班は、に 40林班ち～ぬ 41林班い～は、ち～ぬ 42林班、43林班に～と 47林班へ～か、57林班～61林班	635
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進対策

<なし>

(2) その他

<なし>

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

(2) 具体的な方針

① 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
- 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
- 森林法施行規則第 33 条第 1 号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
- 森林整備が特に必要な森林（施業履歴等から区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い森林を抽出）

② 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。

- ③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

5 その他必要な事項 <なし>

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することとします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項

<なし>

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

区 分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上	30～40m/ha
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上	23～34m/ha
	架線系作業システム	25m/ha以上	23～34m/ha
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上	16～26m/ha
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上	16～26m/ha
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上	5～15m/ha

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、第4項の2で示した木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域とします。（別添「魚津市森林整備計画公益的機能区分図」においては、赤色の破線で囲んだ区域です。）

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に則り開設することとします。



イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設	種類	区分	路線名	延長(km)及び箇所数	利用区域面積(ha)	前半5カ年の計画箇所	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道		別又嘉例沢	1.0	862	○	1	
開設	自動車道		鉢春日	0.3	210		2	
開設	自動車道		大管沼沌滝	1.0	123		3	
開設	自動車道		福平・東城	1.0	1,254	○	4	
開設計			4	3.3				
拡張	舗装		別又僧ヶ岳	(1) 3.1	931	○	5	
	改良			(15) 3.1		○		
拡張	舗装		坪野虎谷	(2) 2.5	1,512	○	6	
	改良			(1) 3.0		○		
拡張	舗装		奥東城1号	(1) 2.2	111	○	7	
	改良			(1) 1.1		○		
拡張	舗装		前東城1号	(1) 1.5	148	○	8	
	改良			(4) 1.8		○		
拡張	改良		平沢池ノ原	(5) 1.0	742	○	9	
拡張	舗装		黒谷1号	(1) 2.6	128	○	10	
	改良			(2) 3.0		○		

開設	種類	区分	路線名	延長(km) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5力年 の計画箇所	対 函 番 号	備 考
拡張	舗装		山女	(1) 0.5	158	○	11	
	改良			(1) 1.0		○		
拡張	舗装		大熊	(1) 0.6	62	○	12	
	改良			(1) 0.2		○		
拡張	舗装		大菅沼沌滝	(1) 1.0	123	○	3	
	改良			(1) 1.0		○		
拡張	舗装		西谷	(1) 1.2	82	○	13	
	改良			(1) 1.2		○		
拡張	舗装		御影	(1) 1.0	54	○	14	
	改良			(3) 1.0		○		
拡張	舗装		常泉寺	(1) 0.4	43	○	15	
	改良			(3) 0.4		○		
拡張	舗装		成谷	(1) 1.5	659	○	16	
	改良			(9) 0.5		○		
拡張	舗装		稗畠1号	(1) 1.0	69	○	17	
	改良			(1) 0.5		○		
拡張	舗装		キリカケ場	(1) 0.8	14		18	
拡張	舗装		鉢春日	(1) 1.3	210		2	
拡張	舗装		口ノ入	(1) 1.8	52		19	
拡張	改良		平沢沌滝	(1) 0.5	39	○	20	
拡張	改良		二ヶ赤瀬羅	(5) 3.4	40	○	21	
拡張	改良		鹿熊	(1) 0.1	118		22	
拡張	改良		東城日尾	(2) 0.6	169	○	23	
拡張	舗装		前東城2号	(1) 1.4	27	○	24	

開設	種類	区分	路線名	延長(km) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5力年 の計画箇所	対 函 番 号	備 考
拡張	舗装		大沢	(1) 0.3	19	○	25	
拡張	改良		鹿熊城	(2) 0.2	9	○	26	
拡張	改良		蛇根谷	(1) 1.7	51		27	
拡張	改良		石垣平大菅沼	(1) 0.1	34	○	28	
拡張	改良		下椿升方	(1) 0.1	33	○	29	
拡張	改良		北山	(1) 0.1	8	○	30	
拡張計			28	(91) 50.3				

注：延長欄の（ ）は、箇所数

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森政第541号）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

<なし>

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、森林組合等の林業事業体や林業担い手センター及び林業カレッジなどとの情報共有に努め、必要に応じて研修会・技術指導・就職相談会の開催や就業体験等を実施することとします。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、第7項の1で示した目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。



高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次のとおりです。

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	片貝川流域 ・早月川流域	緩傾斜地 (0° ~15°)	チェンソー、プロセッサ ハーベスタ、フォワーダ
		中傾斜地 (15° ~30°)	チェンソー、プロセッサ スイングヤーダ ハーベスタ、フォワーダ
		急傾斜地 (30° ~35°)	チェンソー、プロセッサ スイングヤーダ フォワーダ
		急峻地 (35° ~)	—
造林 保育等	地拵、下刈、枝打ち	刈払機、人力	刈払機、人力、自動枝打機 下刈り作業車

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるように、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模 kw	対函番号	位置	規模	対函番号	
製材工場	住吉	78	△1				
製材工場	東城	30	△2				
素材生産業	東尾崎		△3				
間伐材加工施設	石垣		△4				

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたUJターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準等に沿って設定します。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

<現在は設定なし>

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の实情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策

防除方法	対象松林
薬剤散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

カシノナガキクイムシ防除対策

防除方法	対 象 森 林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

森林病虫害等防除法に基づき、1区域の高度公益機能森林が指定されています。対象松林の概況と防除方針は、次のとおりとします。

保全松林名：魚津高度公益機能森林
<p>対策対象松林の概況</p> <p>魚津高度公益機能森林は、戦国時代に築城された本丸や二の丸跡が残っており、現在は市民の憩いの場として公園に整備されています。さらに航行の目標林として就航目的保安林に指定されています。このため、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を高度に発揮することが重要になります。</p>
<p>防除対策実施方針</p> <p>被害状況は微害となっていますが、引き続き防除を実施しないと被害が拡大する恐れがあります。このため、伐倒駆除の実施と併せ大径木を中心に樹幹注入を行い、被害程度を微害に維持することを目標に防除を実施します。</p>

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣被害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。また、クマ剥ぎ被害対策、ニホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策

防除方法	対 象 森 林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

ニホンジカ被害対策

防除方法	対 象 森 林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、あらかじめ必要な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得て、火入れの許可申請を市長へ提出し、許可後に火入れを実施することとします。

また、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入れ許可書を返納することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
〈なし〉

(2) その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害、山火事等の早期発見に努めることとします。

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項^(注)

1 保健機能森林の区域 〈なし〉

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 〈なし〉

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備 〈なし〉

(2) 立木の期待平均樹高 〈なし〉

4 その他必要な事項 〈なし〉

(注) 「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に規定される保健・レクリエーション機能または文化機能等を有する特別な森林であって、公共施設などの設置と森林施業を一体的に整備する場合のみ記載する事項です。

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域名	林班・小班	区域面積 (ha)
片貝東部・西布施	1~27	1,371
片貝南部・三ヶ東	28~61、109は、と	2,467
片貝南部・三ヶ南	62~71、109ち、り	737
片貝南部・三ヶ西	72~96、 109い、ろ、に、ほ、へ	1,772
片貝西部・松倉東部	97~108、110~120	1,254
上中島・下中島・松倉西部	121~130、144~156	1,285
松倉南部	131~143、157~162	1,286

※109林班については、片貝川の両岸に点在するため、小班ごとに各区域へ編入

(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成し、これに基づいて施業を実施することは、プランの達成に寄与することにつながります。このことから、森林所有者等に対する制度の周知及び計画作成に係る支援に努めることとします。

また、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

なお、森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。

- ① 第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② 第2章第4項の公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ③ 第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ 第3章の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

UJターン者などが地域に安住するために必要な生活環境施設については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模㎡	対図番号	備考
農村集落多目的共同利用施設 東蔵農村集落センター	魚津市 山女 380 番地	126.35	①	
農村集落多目的共同利用施設 黒沢農村集落センター	魚津市 黒沢 143 番地	111.78	②	
農村集落多目的共同利用施設 北山農村集落センター	魚津市 北山 766 番地	123.45	③	
山村広場 魚津市坪野山村広場	魚津市 坪野 1884 番地	3,117.06	④	

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

魚津市産材を使用する建築住宅への支援や公共事業における木材利用の推進など需要の拡大を図ります。また、木材に集魚効果があるので、漁礁へ利用するなど、多面的な活用を図ります。



4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画について、次のとおりとします。

施設の種類	現状		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
古鹿熊 水源の森	古鹿熊	ブナやミズナラ の新緑と紅葉・ 雨乞い本尊			①
天神山 森林浴の森	小川寺	3.9ha 史跡・名所が森 林と一体 頂上からの眺望			②
升方城址 森林浴の森	升方	7.0ha 史跡コースの遊 歩道散策 本丸からの眺望			③

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林ボランティア活動においては、「とやまの森づくりサポートセンター」等との連携・協力によって、市民自らが森林整備や植樹などの森林施業をする市民ボランティアを募り、里山林の整備を推進します。



(2) 上下流連携による取組に関する事項

第1章第4項の3の③のとおりです。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

番号	区域名・地区名	作業種	面積 (ha)	備考
1	片貝東部・西布施	境界明確化、間伐等	5.0	
2	片貝南部（三ヶ東）	境界明確化、間伐等	5.0	
3	片貝南部（三ヶ南）	境界明確化、間伐等	5.0	
4	片貝南部（三ヶ西）	境界明確化、間伐等	15.3	R4年実施予定
5	片貝西部・松倉東部	境界明確化、間伐等	5.0	
6	上中島・下中島、松倉西部	境界明確化、間伐等	5.0	
7	松倉南部	境界明確化、間伐等	5.0	

7 その他必要な事項

<なし>

<参考資料>

(1) 人口及び就業構造

① 人口動態

	年次	総計			0～14歳		
		計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	44,959	21,873	23,086	5,620	2,938	2,682
	2015年	42,935	20,921	22,014	4,851	2,456	2,395
	2020年	40,535	19,729	20,806	4,044	2,046	1,998
構成比 (%)	2010年	100.0%	48.7%	51.3%	12.5%	6.5%	6.0%
	2015年	100.0%	48.7%	51.3%	11.3%	5.7%	5.6%
	2020年	100.0%	48.7%	51.3%	10.0%	5.0%	4.9%

	年次	15歳～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	26,725	13,739	12,986	12,440	5,057	7,383
	2015年	23,977	12,575	11,402	13,867	5,773	8,094
	2020年	22,191	11,693	10,498	14,300	5,990	8,310
構成比 (%)	2010年	59.4%	30.6%	28.9%	27.7%	11.2%	16.4%
	2015年	55.8%	29.3%	26.6%	32.3%	13.4%	18.9%
	2020年	54.7%	28.8%	25.9%	35.3%	14.8%	20.5%

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

※出典：国勢調査（令和2年、平成27年、平成22年）

② 産業別部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	2005年	24,497	1,064	3	203	1,275	9,534	13,586
	2010年	22,956	732	36	153	921	8,732	12,661
	2015年	21,940	736	37	127	900	8,521	12,286
構成比 (%)	2005年	100.0%	4.3%	0.01%	0.8%	5.2%	38.9%	55.5%
	2010年	100.0%	3.2%	0.16%	0.7%	4.0%	38.0%	55.2%
	2015年	100.0%	3.4%	0.17%	0.6%	4.1%	38.8%	56.0%

※出典：神通川地域森林計画書付属資料（令和3年、平成28年、平成23年）

（原出典：国勢調査（平成27年、平成22年、平成17年））

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				林野面積		
			計	田	畑	樹園地	計	森林	原野
実数 (人)	2010年	20,063	1,991	1,860	55	76	12,259	12,259	-
	2015年	20,061	1,957	1,828	56	73	12,348	12,378	-
	2020年	20,061	1,940	1,789	151	49	12,380	12,380	-
構成比 (%)	2010年	100.0%	9.9%	9.3%	0.3%	0.4%	61.1%	61.1%	-
	2015年	100.0%	9.8%	9.1%	0.3%	0.4%	61.6%	61.7%	-
	2020年	100.0%	9.7%	8.9%	0.8%	0.2%	61.7%	61.7%	-

※出典：農林業センサス（2020年、2015年、2010年）

(3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2010年	0	0	0	0	0	0	0
2015年	0	0	0	0	0	0	0
2020年	0.89	0	0	0	0	0	0.89

※出典：令和3年神通川地域森林計画書参考資料、富山県森林林業統計書（平成27年度、平成22年度）

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

保有形態		総面積			人工林率 (B/A) %		
		面積(A) ha	比率	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	
総数		14,655	100.0%	12,000	2,841	9,159	19.4%
国有林		4,425	30.2%	2,086	11	2,075	0.2%
公有林	計	522	3.6%	513	275	238	52.6%
	県有林	431	2.9%	423	238	185	55.3%
	私有林	91	0.6%	90	36	53	39.7%
	財産区有林	0	—	0	0	0	—
私有林		9,708	66.2%	9,401	2,555	6,845	26.3%

※私有林には公社造林地、森林整備センター造林地を含む

※出典：森林簿システム（令和元年度末時点）、中部森林管理局資料

②在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林合計	在村者面積	不在村者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	2017年	7,272	6,352	920	632	288
	2018年	7,247	5,993	1,254	843	411
	2019年	7,247	5,711	1,537	1,129	408
構成比 (%)	2017年	100.0%	87.3%	100.0%	68.7%	31.3%
	2018年	100.0%	82.7%	100.0%	67.2%	32.8%
	2019年	100.0%	78.8%	100.0%	73.5%	26.5%

※個人所有林のみを対象とする。

※出典：森林簿システム（令和元年度末時点、平成30年度末時点、平成29年度末時点）

③民有林の齡級別面積

	総数	齡級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
計(ha)	9,914	28	3	9	7	36	58	135	251	257	438	8,691
人工林(ha)	2,830	5	2	2	6	36	58	134	249	251	426	1,660
天然林(ha)	7,084	23	1	8	1	0	0	0	2	6	12	7,031

※出典：森林簿システム（令和元年度末時点）

④林保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	0	10～20ha	7	50～100ha	7
1～5ha	5	20～30ha	8	100～500ha	2
5～10ha	6	30～50ha	8	500ha以上	1
				総数	44

※出典：2020年農林業センサス

⑤作業路網の状況

(ア)基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	48	144,322	
うち林業専用道	0	0	

※林業専用道（規格相当）は含まない

(イ)細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	192	150,674	

※林業専用道（規格相当）を含む

※出典：令和元年度富山県森林・林業統計書

(5) 計画期間において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在（林班小班）
タテヤマスギ	5~18	1 林班 は~ぬ 2 林班 い~り 3 林班 い~る 4 林班 い~ち 5 林班 い~り 6 林班 い~ぬ 7 林班 い~ち 8 林班 い~り 9 林班 い~へ 10 林班 い~る 11 林班 い~ち、ぬ、る 12 林班 い~る 13 林班 い、ろ、に~ぬ 14 林班 い、ろ、に 15 林班 い、ろ、に、ほ 16 林班 ろ、は、と 17 林班 い~と 18 林班 い~り 19 林班 い~ち 20 林班 い~り 21 林班 い~ち 22 林班 い~り 23 林班 い~ち 24 林班 い~へ 25 林班 い~り 26 林班 い~と 27 林班 い~へ 28 林班 い、に~ち、る、を 29 林班 い~わ 30 林班 い、ろ、に、ち~を 31 林班 い~ぬ 32 林班 い~ち 33 林班 い~り 34 林班 い、ろ、に~と 35 林班 い、ろ、に、と、ち、ぬ 38 林班 ぬ、ろ 39 林班 い、り 44 林班 い、に~と、り、ぬ 45 林班 い~と 50 林班 ち、ぬ、り 51 林班 い、ろ、ち、ぬ~を 52 林班 ろ、を 53 林班 い 54 林班 い、ろ、ち~ぬ 55 林班 い~と 57 林班 へ 59 林班 を 61 林班 ぬ 66 林班 い、と、ち、へ 67 林班 ろ~へ 70 林班 に~ぬ 71 林班 い、は~へ 72 林班 ろ 73 林班 よ 74 林班 い、ぬ 79 林班 ち、ぬ 80 林班 は、に 81 林班 り 83 林班 い、ち 86 林班 に、ほ、か 87 林班 い、わ 88 林班 い、ろ、に、ち、り 89 林班 い~は、ほ 90 林班 い、ほ、ち~る 91 林班 ろ、は、ほ~ち 92 林班 い~ち 93 林班 い~と 94 林班 い~り 95 林班 い~と 96 林班 い、ろ、に~ち 97 林班 い~ほ 98 林班 い、ろ、に~へ 99 林班 い~は、ほ、へ 100 林班 い~へ 101 林班 い~ち 102 林班 い~に、へ、と 103 林班 い~と 104 林班 い~り 105 林班 い~と 106 林班 い、は、に、ほ 107 林班 い~と 108 林班 い~る 109 林班 い~り 110 林班 い~ほ 111 林班 い~り 112 林班 い~り 113 林班 い~り 114 林班 い~り 115 林班 い~り、る 116 林班 い~と 117 林班 い~り 118 林班 い~ち 119 林班 い~ぬ 120 林班 い~を 121 林班 い~ぬ 122 林班 い~わ 123 林班 い~る 124 林班 い~ち、ぬ~わ 125 林班 い~ち 126 林班 い~ぬ 127 林班 い~る 128 林班 い~へ、ち 129 林班 い~ち 130 林班 い~と、り、る 131 林班 い~に 132 林班 い、は~り 133 林班 い~り 134 林班 い~と 135 林班 い、ろ、に~り 136 林班 い~り 137 林班 い~ほ、と、り

樹種	齢級	森林の所在（林班小班）
タテヤマスギ	5~18	138 林班 い~ち 139 林班 い~は、ほ 140 林班 ほ~り 141 林班 は~ぬ 142 林班 い~ほ、り、ぬ 143 林班 ろ~り 144 林班 い~に、^~り 145 林班 い~り 146 林班 い~り 147 林班 い~ち 148 林班 い、ち 149 林班 い、ほ~り 150 林班 い~ぬ 151 林班 い~と 152 林班 い~り 153 林班 い~ち 154 林班 い~ぬ 155 林班 い~と、ぬ 156 林班 い~り 157 林班 い~ぬ 158 林班 い~ぬ 159 林班 い、は~ほ、り、る、わ 160 林班 に、^ 161 林班 い、ろ、に、ほ、ち 162 林班 い~ほ、ち、り、る 999 林班 い、ろ
ボカスギ	5~14	—
ヒノキ	5~22	1 林班 い 5 林班 に 6 林班 ち 7 林班 に、ほ 8 林班 は~ち 11 林班 ち 12 林班 い 13 林班 と~り 14 林班 い、に 17 林班 ろ、は、ほ 25 林班 に 26 林班 い、に 32 林班 ほ 104 林班 に、ち、ぬ 105 林班 ろ 107 林班 ほ 108 林班 い、ろ 110 林班 ろ~に 111 林班 い、ろ、と~り 112 林班 ち、り 116 林班 に 120 林班 ろ 121 林班 い、に、と 122 林班 ろ、に、り、を 123 林班 ろ 127 林班 ち 136 林班 に、ほ、り 146 林班 い 153 林班 は、ち 154 林班 は 155 林班 ^ 157 林班 い、ほ、に、り 158 林班 り 159 林班 に
カラマツ	5~16	4 林班 ほ 8 林班 ほ 10 林班 ^ 12 林班 ろ 13 林班 い、ぬ 16 林班 ^、と 19 林班 ほ 20 林班 ぬ 21 林班 ほ 27 林班 ほ 92 林班 に 99 林班 ^ 100 林班 ろ 103 林班 は 104 林班 と、り 105 林班 は 107 林班 ほ、^ 108 林班 い、ろ、ち 109 林班 ほ、り 111 林班 と 115 林班 は 120 林班 ろ 122 林班 ち 123 林班 ろ 150 林班 ぬ 151 林班 ろ 156 林班 い、ろ 157 林班 に、ほ

注：齢級は、5 齢級から樹種ごとに定める標準伐期齢の 2 倍の林齢の齢級までとする。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(百万円)

総生産額 (A)		*
内訳	第1次産業	*
	うち 林業(B)	*
	第2次産業	12,115,041
	うち 木材・木製品製造業(C)	5,766
	第3次産業	*
B+C/A		*

※出典：令和 2 年度工業統計 (*は基礎データ不明)

② 製造業の事業所数、従業者数

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	99	4,229	1,897,934
うち 木材・木製品製造業(B)	3	20	5,887
B/A	3.0%	0.5%	0.3%

※出典：令和2年度工業統計

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数(人)		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	68	49	新川森林組合
生産森林組合	4	—	—	三ヶ、坪野、島尻、鉢
素材生産業	3			
製材業	3			

※出典：令和元年度富山県森林・林業統計書

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	2		1	1			
運材車	1			1			林内作業車
トラック	4		3	1			主として運材用
フォークリフト	4		3	1			
クレーン	1			1			
グラブブル	4			4			
プロセッサ・グラブブルソー	2		1	1			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター	3		2	1			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	3		3				積載式集材車両
スイングヤーダ	1			1			
グラブブルバケット	7		5	2			

※出典：富山県森林政策課調べ（令和3年度林業機械保有状況調査）

(9) 林産物の生産概況

種類	素材 (チップ用材含)	しいたけ		たけのこ	山菜
		生	乾燥		
生産量	12,716m ³	9.8t	0.8t	0.2t	0.1t

※出典

素材：令和2年度富山県森林政策課調べ

その他林産物：令和元年度富山県森林・林業統計書

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	林班小班	面積	経営管理実施権 設定の有無
令和3年 魚津市公告第75号	平沢日干尾	89林班へ 90林班い、ほ、ぬ、る 91林班い	15.34ha	無

(11) その他必要なもの

<なし>